

議案第3号

新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月28日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市個人情報保護条例の一部を改正する条例

新居浜市個人情報保護条例（平成19年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

第15条第3号ウ中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第14条第2号ハ」を「個人情報の保護に関する法律第78条第2号ハ」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

提案理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、用語の定義を定める引用法令が改められたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。